

## 履修証明プログラム受講規約

東京大学大学院情報理工学系研究科「データサイエンス本格養成プログラム」（以下「本プログラム」という。）の受講生（以下「甲」という。）は、国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）が、東京大学大学院情報理工学系研究科における社会人向け教育プログラムとして実施する本プログラムを受講するにあたり、次の各条項の条件を承諾するものとする。

（本プログラムの受託及び受講期間等）

第1条 甲は、本規約に定める条件により本プログラムの受講を申し込み、乙はこれを受託する。

2 本プログラムの受講期間その他の条件は次のとおりとする。

(1)講座名

東京大学大学院情報理工学系研究科データサイエンス本格養成プログラム

(2)内容

本プログラムは学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定に基づき、東京大学が実施する履修証明プログラムとして実施するものとする。本プログラムを履修するためには東京大学学部通則第7条に定める受講資格を有する必要がある、プログラムの内容、受講期間、受講方法その他本プログラムに関する事項はプログラムウェブサイトに掲載するものとする。

(3)受講料

858,000円（消費税を含む）

3 甲は、第5条、第8条及び第9条の規定を遵守するものとする。また、甲は、乙の施設内において行動するにあたり、乙の学内規則を遵守するものとする。

（受講料の支払い及び取扱い）

第2条 甲は、乙の発行する請求書による銀行振込もしくはクレジットカード決済により第1条第2項表中(3)受講料（以下「受講料」という。）を支払うものとする。

2 甲は、受講料を乙が定める支払期限までに支払うものとする。

3 甲が前項の請求書に定める支払期限までに受講料を支払わないときは、甲は、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条及び第419条で規定する法定利率の割合による延滞金を支払うものとする。

（中止又は期間の延長）

第3条 天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本プログラムの全部若しくは一部の実施を中止し、又は実施期間を延長若しくは短縮することができる。この場合において、甲及び乙は相互にその責を負わないものとする。

2 前項に基づく場合を除き、甲から中止の申し入れがあったときは、甲乙協議の上、双方の合意のある場合に限り、甲の本プログラムの受講を中止できるものとする。

(講座内容等)

第4条 本プログラムの具体的な講座内容、担当講師、教材その他の講座に関する事項(以下「講座内容等」という。)は、本プログラムの趣旨及び目的に照らし、乙がその自由な裁量により定めるものとする。

2 乙は、甲に対し、乙が本プログラムにおいて甲に対して提供する教材、講義の内容その他の講座内容等に係る情報の正確性及び完全性を保証するものではない。

3 乙は、甲に対し、本プログラムの受講による具体的な成果を保証するものではない。

(目的の尊重)

第5条 甲は、募集要項に定める本プログラムの趣旨及び目的を理解し、乙による本プログラムプログラムの趣旨及び目的の実現を妨げ、又は阻害する行為を行ってはならない。

(受講の承諾の解除)

第6条 乙は、甲が受講料を所定の支払期限までに納入しないときは、受講の承諾を解除することができるものとする。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、受講の承諾を解除することができるものとする。

(1)甲による本規約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

(2)甲が本規約に違反したとき

(受講料の返金)

第7条 第3条の定めにより本プログラムを中止し、乙の判断で受講料の返金を行う場合は、返金額は乙が定めるものとする。

2 前条第2項の定めにより乙が受講の承諾を解除する場合、受講料の返金は行わない。

(知的財産権)

第8条 本プログラムに使用する教材及び担当講師の講義の著作権その他の知的財産権は乙又は乙の指定する者に帰属するものとし(但し、教材及び講義において引用等されたものうち、第三者に知的財産権が帰属する部分を除く。)、教材及び講義の提供により、甲に対し、著作権その他の知的財産権の譲渡又は利用許諾をするものではない。甲は、当該教材の全部又は一部を、複製、改変、頒布、公衆送信等、乙又は乙の指定する者の著作権その他の知的財産権及び著作者人格権を侵害する行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なく、本プログラムの実施により知り得たプログラム企画運営のノウハウその他の情報を使用し、もしくは第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲は、乙の書面による事前の承諾なく、本プログラムの講座内容等を利用して、自ら又は第三者をして講座の開催等を行ってはならない。

(個人情報の取扱い)

第10条 乙は、本プログラムの実施にあたって、甲が保有する個人情報を取り扱う場合は、法令及び乙の規則に則って、適切に取り扱うものとする。

(受講権利の譲渡等の禁止)

第11条 甲は、本規約による本プログラム受講の権利を、第三者に譲渡し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、故意若しくは過失により第6条第2項各号に掲げる事由を行い、又は故意若しくは重大な過失によって乙に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

2 本プログラムの講義・演習中に甲が他の受講生に怪我をさせた場合の賠償については、甲及び怪我を負った受講生との間で協議の上解決するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条 甲（その役員又は使用人を含む。次項において同じ。）は、乙に対し次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- 一 暴力団
- 二 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）
- 三 暴力団準構成員
- 四 暴力団関係企業
- 五 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- 六 その他前各号に準ずる者

2 甲は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し、又は甲の業務を妨害す

る行為

五 その他前各号に準ずる行為

3 乙は、甲が第 1 項又は第 2 項に違反した場合、何らの催告をすることなく本契約を解約することができる。

4 乙は、前項の規定により本契約を解約したことにより甲に損害が生じたとしても、何らこれを賠償又は補償することを要せず、また、かかる解約により乙に損害が生じたときは、甲はその損害を賠償するものとする。

(輸出管理)

第 14 条 甲及び乙は、本契約の履行に際し、「外国為替及び外国貿易法」及びこれに関連する法令を遵守する。

2 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた（売却、譲渡、貸与その他あらゆる手段により提供を受ける場合を含む。）貨物を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して移転してはならない。

3 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から開示された情報を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管又は使用等の目的、その他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる目的で自ら利用してはならず、また、その意思を有すると認識し得る第三者に対して開示又は移転してはならない。

(契約の有効期間)

第 15 条 本規約の有効期間は、甲が申し込みを行った受講期間とする。ただし、第 4 条、第 8 条、第 9 条及び第 14 条の規定は有効期間終了後も有効に存続するものとする。

(協議)

第 16 条 本規約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第 17 条 本規約に関する訴えは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。